

工事名：県単港湾整備（港建特別）工事（出洲5号野積場舗装工その3）

工 種：舗装工事

（別添）

3 総合評価に関する事項

（1）評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型（B）	
総合評価の方法	【評価値＝（標準点＋加算点）÷入札額】	標準点 100点 加算点の最大点 15点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

（2）価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：舗装施工面積2,000m ² 以上の舗装工事を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（舗装工事）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を65点で評価	6点 ～ －4点	80点以上	6点
		80点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75点以上	4点
		75点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上	0点
		65点未満	－4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（舗装工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点
エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（舗装工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点

オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		なし	0点
カ ICT活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価（詳細は実施要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり） 【対象工種】ICT〇〇工	1点	活用あり なし	1点 0点
キ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為の有無を評価	0点～ －4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	－2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	－4点
ク 地域精通度 ・過去10年間の当該管内（千葉土木事務所）での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
ケ 災害協定締結の有無 ・協定（「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」（県建設協））の締結を評価	3点	千葉港湾事務所又は千葉土木事務所と細目協定の締結あり	3点
		千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
	2点	千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
コ 営業拠点 ・当該管内（〇〇土木事務所）の本店有無を評価 ・当該管内で細目協定を〇〇土木事務所と締結している支店がある場合は本店ありとして評価	2点	当該管内に本店あり なし	2点 0点

サ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績を評価	1 点	いずれか 1 件に該当	1 点
		該当なし	0 点
シ 災害活動実績 ・過去 2 年間の当該管内（千葉港湾事務所又は千葉土木事務所）での災害活動実績を評価	1 点	活動実績あり	1 点
		なし	0 点

- ・二重取り消し線が付された項目については、評価の対象としない。
- ・「ア 企業の施工実績」、「ク 地域精通度」での“施工実績”は、入札公告の前年度までの 10 か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成 28 年 4 月 1 日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 % 以上の場合のものに限る。
- ・「イ 工事成績評定」の評価対象は、本案件の発注工種における以下の工事とする。
 - 1 過去 2 か年度間に完成した千葉県発注の予定価格 5 千万円以上の工事
 - 2 ただし、上記 1 に該当する工事がない場合は、過去 2 か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 - 3 ただし、上記 2 に該当する工事がない場合は、過去 5 か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 なお、ここでの“過去 2 か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）をいい、“過去 5 か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）をいう。
- ・「イ 工事成績評定」、「キ 不誠実な行為」の、“千葉県所掌工事”とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局所掌の工事とする。
- ・「ウ 優良工事表彰対象工事」とは、本案件の発注工種において、令和 5 年度又は令和 6 年度に完成した工事で、千葉県優良建設工事等表彰要綱第 2 の 1（1）～（5）の全てに該当する工事をいう。

【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰審査対象）

第 2 の 1 表彰審査対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- （1）最終請負金額が 500 万円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事成績評定点が 81 点以上の工事であること。

- ・「エ 難工事表彰」とは、本案件の発注工種において、令和 6 年度又は令和 7 年度に千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく難工事表彰を受賞した工事をいう。
- ・「キ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。
 - 1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過去 2 年間の指名停止期間にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）
 - 2 不誠実な行為による「文書注意あり」については過去 1 年間の文書注意日にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）
 なお、ここでの“過去 2 年間”の期間は、入札公告の日から遡った 2 年間（例：入札公告の日が令和 8 年 4 月 1 日の場合、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日まで）をいい、“過去 1 年間”の期間は、入札公告の日から遡った 1 年間（例：入札公告の日が令和 8 年 4 月 1 日の場合、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日まで）をいう。
- ・「コ 営業拠点」の細目協定は、「ケ 災害協定締結の有無」の協定に基づくものを対象とする。
- ・「シ 災害活動実績」とは、当該管内における災害発生時に実施した「ケ 災害協定締結の有無」の協定に基づく応急復旧工事等（パトロールや予防活動を除く）をいう。なお、ここでの“過去 2 年間”の期間は、入札公告の前年度までの 2 か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（令和 6 年 4 月 1 日～入札公告の日）をい

う。

（３）評価内容の担保

「オ 登録基幹技能者の配置」及び「カ ICT活用工事の実施」について、本案件で評価を行う項目の履行状況について確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として３点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

（４）一抜け方式対象案件について

一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式１つとし、原則として参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一にして提出すること。

（５）その他

上記に定めのない事項については、入札公告の日時点で最新の「千葉県総合評価方式ガイドライン」によるものとする。